

令和8年9月1日

第104回安来市議会定例会
(令和7年・令和8年)

9月定例会議案

第104回安来市議会定例会・9月定例会議案目次

議第83号	安来市役所の位置を定める条例及び安来市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	
議第84号	安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議第85号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	
議第86号	安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
議第87号	安来市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	
議第88号	地方独立行政法人安来市立病院中期目標の制定について	
議第89号	市道路線の認定について	
議第90号	市道路線の変更について	
議第91号	財産の取得について	
議第92号	工事請負契約の締結について	
議第93号	損害賠償の額を定めることについて	
議第94号	令和8年度安来市一般会計補正予算（第3号）	（別冊）
議第95号	令和8年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第96号	令和8年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第97号	令和8年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第98号	令和8年度安来市水道事業会計補正予算（第1号）	（別冊）
議第99号	令和8年度安来市下水道事業会計補正予算（第1号）	（別冊）
認第1号	令和7年度安来市一般会計決算の認定について	（別冊）
認第2号	令和7年度安来市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	（別冊）
認第3号	令和7年度安来市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	（別冊）

認第 4 号	令和 7 年度安来市介護保険事業特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 5 号	令和 7 年度安来市電気事業特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 6 号	令和 7 年度母里財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 7 号	令和 7 年度井尻財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 8 号	令和 7 年度赤屋財産区特別会計決算の認定について	(別冊)
認第 9 号	令和 7 年度安来市水道事業会計決算の認定について	(別冊)
認第 10 号	令和 7 年度安来市下水道事業会計決算の認定について	(別冊)
認第 11 号	令和 7 年度安来市病院事業会計決算の認定について	(別冊)
報第 9 号	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(別冊)
報第 10 号	安来市土地開発公社の経営状況説明書について	(別冊)
報第 11 号	公益財団法人加納美術振興財団の経営状況説明書について	(別冊)
報第 12 号	一般財団法人夢ランドしらさぎ振興事業団の経営状況説明書について	(別冊)
報第 13 号	有限会社やすぎ千軒の経営状況説明書について	(別冊)
報第 14 号	議会の委任による専決処分の報告について	

議第 8 3 号

安来市役所の位置を定める条例及び安来市支所及び出張所設置条例の一部を
改正する条例制定について

安来市役所の位置を定める条例及び安来市支所及び出張所設置条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市役所の位置を定める条例及び安来市支所及び出張所設置条例の一部を
改正する条例

(安来市役所の位置を定める条例の一部改正)

第1条 安来市役所の位置を定める条例（平成16年安来市条例第1号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2号中「安来市広瀬町広瀬703番地」を「安来市広瀬町広瀬1930
番地1」に改める。

(安来市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 安来市支所及び出張所設置条例（平成16年安来市条例第7号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表安来市役所広瀬支所の項中「安来市広瀬町広瀬703番地」を「安
来市広瀬町広瀬1930番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

議第 8 4 号

安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安来市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例（平成１６年安来市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第１４条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 8 5 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(安来市監査委員条例の一部改正)

第1条 安来市監査委員条例（平成16年安来市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(安来市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 安来市水道事業の設置等に関する条例（平成16年安来市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(安来市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 安来市病院事業の設置等に関する条例（平成16年安来市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 安来市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年安来市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(安来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 安来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年安来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 6 号

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年安来市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項第２号中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和８年８月１日から適用する。

議第 8 7 号

安来市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

安来市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市水道事業給水条例の一部を改正する条例

安来市水道事業給水条例（平成１６年安来市条例第２１４号）の一部を次のように改正する。

第２４条を次のように改める。

（料金）

第２４条 料金は、次に定める第１号及び第２号の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の額に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（１）基本料金

（単位 円）

メーターの口径	金額(1箇月につき)
13ミリメートル	1,250
20ミリメートル	1,830
25ミリメートル	3,190
30ミリメートル	5,030
40ミリメートル	9,130
50ミリメートル	16,150
75ミリメートル	34,640
100ミリメートル	61,900

（２）従量料金

（単位 円）

使用水量	金額(1立方メートルにつき)
8立方メートルまでのもの	75

8立方メートルを超え11立方メートルまでのもの	156
11立方メートルを超え15立方メートルまでのもの	162
15立方メートルを超え20立方メートルまでのもの	166
20立方メートルを超え30立方メートルまでのもの	185
30立方メートルを超え40立方メートルまでのもの	198
40立方メートルを超え50立方メートルまでのもの	207
50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの	212
100立方メートルを超え500立方メートルまでのもの	218
500立方メートルを超えるもの	223

- 2 前項の規定にかかわらず、工事、船舶その他臨時に使用するもの（以下「特殊用」という。）及び消火演習に使用する場合の料金は、次の表により算出した額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（単位 円）

種別	金額
特殊用	1立方メートルにつき 494
消火演習用	1箇所1回15分につき 1,855

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる水道料金については、なお従前の例による。

- （1）この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用し、施行日以後最初のメーター点検によって算定する水道料金
（2）施行日前に水道の使用中止又は廃止した場合の水道料金

議第 8 8 号

地方独立行政法人安来市立病院中期目標の制定について

地方独立行政法人安来市立病院中期目標を次のとおり定めたいので、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

地方独立行政法人安来市立病院中期目標

前文

安来市立病院（以下「市立病院」という。）は、昭和30年に安来市（旧広瀬町）が設立し、公立病院として開院以来、「人を大切に、よい医療・やさしいケア・安心を提供できる病院を目指す」を基本理念に掲げ、地域住民の健康の維持・増進に貢献してきた。

市立病院は、中山間地域を含む松江医療圏の南端に位置しており、安来市及びその周辺地域にとって欠くことのできない医療機関としての役割を担っている。現在、一般病床84床、療養病床40床の計124床を有し、救急告示病院・地域医療拠点病院・在宅療養支援病院として、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで切れ目のない医療を提供している。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の急速な進行、慢性的な医師不足、施設・設備の老朽化、新型コロナウイルス感染症拡大後の経営環境の変化等、病院を取り巻く課題は山積している。また、松江医療圏においては高度急性期・急性期病床が過剰である一方で回復期・慢性期病床が不足しており、市立病院が果たすべき役割の転換が求められている。

こうした状況のもと、市立病院は、令和5年度に策定した「安来市立病院経営強化プラン」に基づき経営改善に取り組んできたが、持続可能な地域医療提供体制を確保し、将来にわたって地域に必要な医療を提供し続けるためには、より迅速かつ柔軟な経営判断が可能な体制への移行が不可欠と判断した。そのため、地方独立行政法人安来市立病院（以下「法人」という。）として新たな一歩を踏み出すこととし、法人設立に向け、令和8年6月の安来市議会定例会議において、地方独立行政法人安来市立病院定款の議決を得た。

市立病院がこれまで掲げてきた基本理念を踏まえ、地域住民に安全安心で質の高い医療を提供し、地域の医療機関等との連携の下、地域に密着した病院として住民の健康の維持及び増進に寄与すること、並びに患者及び地域の期待に応えていくことを目指し、ここに業務運営に関する中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

法人設立の日から令和13年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域の特性に配慮した医療の提供

（1）地域医療構想及び保健医療計画を踏まえた医療の提供

島根県地域医療構想及び島根県保健医療計画との整合性を図ること。松江医療圏における高度急性期・急性期病床が過剰であり、回復期・慢性期病床が不足している現状を踏まえ、地域の医療需要の変化に対応した病床機能への転換を進めること。

（2）総合診療・在宅医療の強化

高齢者人口の増加に対応するため、プライマリケアによる総合的な外来診療体制を充実させること。また、住み慣れた地域で療養できるよう、訪問診

療・訪問看護・訪問リハビリテーション等の在宅医療提供体制を強化すること。

(3) 回復期機能の強化

松江市・米子市等の高度急性期・急性期病院との連携を強化し、急性期を脱した患者を積極的に受け入れ、在宅復帰に向けた支援を行うこと。地域包括ケア病床を有効活用し、高次病院の後方支援機能を強化すること。

(4) 急性期機能の見直し

医師数・看護師数の状況を踏まえながら、今後増加が見込まれる高齢者救急を中心とした救急患者の受け入れ等、地域住民に最も近い地域急性期医療を担い、地域住民の救急医療ニーズに応えること。軽症から中等症の救急患者は原則として受け入れ、重症患者については、高次病院及び消防署と適切な連携体制を構築し、救急搬送困難事案の発生のないよう対応すること。

また、地域での医療機関機能や役割分担を踏まえ、必要な一定程度の手術や処置に対応する急性期医療を確保・提供する体制を維持すること。

(5) 慢性期機能・緩和ケアの充実

医療区分の高い患者（神経難病、人工透析、人工呼吸器使用等）を中心に療養病棟での入院医療を継続すること。また、がんのターミナルケア等、終末期医療を担い、患者・家族のQOLの向上に努めること。

(6) 新興感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の経験を踏まえ、新興感染症の発生・まん延時においても医療を継続して提供できる体制を整備すること。また、島根県の要請に適切かつ迅速に対応すること。

(7) 災害医療への対応

引き続き災害協力病院として、災害発生時においても、地域住民に必要な医療を継続して提供できるよう、災害時の診療体制並びに市及び関係機関との連携体制を整備すること。また、災害拠点病院等との役割分担を踏まえ、平時から訓練、備蓄等に取り組み、地域における災害医療体制の一翼を担うこと。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

医師・看護師及び医療技術職員が能力を十分に発揮できるよう、スキルアップ支援やワーク・ライフ・バランスを考慮した勤務環境の充実を図り、職員の確保及び定着に努めること。

①医師の確保

地方独立行政法人としての柔軟な給与・人事制度を整備し、及び活用し、大学医局等との連携強化や公募を組み合わせた多様な手法による常勤医師の確保・定着を図ること。特に、総合診療医の育成に注力すること。

②看護師及び医療技術職員の確保

SNSやホームページを活用した積極的な採用活動を推進するとともに、教育研修やキャリア形成支援の充実により、看護師及び医療技術職員の確保・定着を図ること。

(2) 地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、松江医療圏内はもとより隣接する鳥取県西部の医療機関との機能分担と連携強化を図ること。また、か

かりつけ医機能を担う診療所等との紹介・逆紹介や介護事業所等からの急性増悪患者の受入れなどを積極的に推進すること。

3 患者・家族から信頼される病院に向けた取組の推進

(1) 患者中心の医療の提供

患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、インフォームド・コンセントを徹底すること。

(2) 患者サービスの向上

外来診療の待ち時間短縮、施設のアメニティ向上、職員の接遇改善に継続的に取り組むこと。地域住民・患者への情報発信を積極的に行い、病院の認知度・信頼度向上を図ること。

4 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

医療安全・感染防止に係る情報の収集・分析を行い、医療事故及び院内感染防止の対策を確実に実施すること。全職員の医療安全・感染防止に対する知識向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

地方独立行政法人制度の特長（自律性・機動性・透明性）を最大限に発揮した病院運営を行うこと。理事長の責任の下、理事会を中心とした迅速な意思決定体制を確立し、計画の着実な達成に向けた経営管理を行うこと。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

地方独立行政法人として柔軟な人事管理制度や多様な雇用形態を整備し、医師をはじめとする職員を適切に配置することで効果的な医療提供及び効率的な業務運営に努めること。

(2) 職員の職務能力の向上

医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得を含めた教育研修システムを整備すること。事務部門においても、病院経営に精通した職員を確保・育成すること。

(3) 意欲を引き出す制度構築と人材育成

地方独立行政法人法第57条第1項に基づき、職員の意欲と能力を引き出す公正で客観的な制度を構築し、人材育成を図ること。

(4) 働きやすい職場環境の整備

職員にとって働きやすく働き甲斐のある職場環境を整備すること。ワーク・ライフ・バランスの推進及び働き方改革に対応すること。

(5) デジタル化の推進

①DX化の推進

遠隔診療システムや医療機関、介護事業所間の連携強化に資するシステム等の導入により、患者及び医療従事者の負担軽減と業務効率の向上につながるDX化の推進を図ること。

②情報セキュリティ対策の徹底

医療情報の取扱いについて、安来市で定める「安来市情報セキュリティポリシー」に準ずる内容を定め、対策の徹底を図ること。

第４ 財務内容の改善に関する事項

１ 収入の確保

地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により、病床稼働率及び高度医療機器の稼働率向上を図り収入を確保すること。診療報酬の請求漏れや減点、個人負担金の未納を防止するための対策を行うこと。

２ 費用の削減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直し及び業務委託の推進等、事業運営に係る支出を点検し節減に努めること。

３ 経営基盤の確立

地方独立行政法人の経営原則である独立採算性を確立し、中期計画期間内において経常収支比率１００％の達成を目指すこと。あわせて、恒常的な借入に依存しない安定的な経営を維持すること。

４ 運営費負担金のあり方

不採算医療など政策医療の分野に係る経費については、地方独立行政法人法第８５条第１項の規定に基づき、設立団体が負担するため、適切に計上すること。

第５ その他業務運営に関する重要事項

１ 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定し、状況把握に努め、適切な改善に努めること。

２ 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器・施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要、他機関との機能分担、医療技術の進展等を総合的に判断して実施すること。特に高額医療機器の更新及び施設整備については、中長期的な投資計画を作成の上、老朽化への対応を計画的に進めること。

議第 89 号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

路線番号	路 線 名		
A2348	住吉 15 号線	起点	安来市赤江町 1225 番 2 地先
		終点	安来市赤江町 1221 番 1 地先
		延長	54.9 メートル
		幅員	2.48 メートル
B1135	菅原 7 号線	起点	安来市広瀬町菅原 292 番 7 地先
		終点	安来市広瀬町菅原 431 番 5 地先
		延長	62.8 メートル
		幅員	5.22 メートル

議第 9 0 号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A2007	住吉 2 号線	起点	安来市赤江町字寺下 1225 番 1 地先
			終点	安来市赤江町字新武嶺 3076 番 3 地先
			延長	663.4 メートル
			幅員	3.73 メートル
変更後	A2007	住吉 2 号線	起点	安来市赤江町 3317 番 3 地先
			終点	安来市赤江町 3076 番 3 地先
			延長	596.8 メートル
			幅員	3.86 メートル
変更前	A2112	原脇線	起点	安来市中津町字川西 386 番 1 地先
			終点	安来市植田町字川田 256 番 1 地先
			延長	3170.8 メートル
			幅員	3.96 メートル
変更後	A2112	原脇線	起点	安来市中津町 386 番 1 地先
			終点	安来市植田町 163 番 5 地先
			延長	3676.8 メートル
			幅員	4.25 メートル
変更前	A5066	三日市 3 号線	起点	安来市植田町字川田 280 番 2 地先
			終点	安来市植田町字三日市 365 番 1 地先
			延長	404.9 メートル
			幅員	2.96 メートル
変更後	A5066	三日市 3 号線	起点	安来市植田町 280 番 2 地先
			終点	安来市植田町 290 番 1 地先
			延長	217.5 メートル
			幅員	2.91 メートル

変更前	A5069	植田 3 号線	起点	安来市植田町字寺輪 187 番 1 地先
			終点	安来市植田町字寺輪 179 番 6 地先
			延長	278.3 メートル
			幅員	2.81 メートル
変更後	A5069	植田 3 号線	起点	安来市植田町 192 番 1 地先
			終点	安来市植田町 190 番 1 地先
			延長	66.8 メートル
			幅員	3.00 メートル
変更前	A5070	植田 4 号線	起点	安来市植田町字寺輪 90 番 2 地先
			終点	安来市植田町字寺輪 76 番 1 地先
			延長	116.8 メートル
			幅員	5.03 メートル
変更後	A5070	植田 4 号線	起点	安来市植田町 90 番 2 地先
			終点	安来市植田町 82 番 1 地先
			延長	62.2 メートル
			幅員	4.63 メートル
変更前	A7007	佐久保 5 号線	起点	安来市佐久保町字小丸山 289 番 3 地先
			終点	安来市佐久保町字小丸山 300 番 1 地先
			延長	172.7 メートル
			幅員	2.00 メートル
変更後	A7007	佐久保 5 号線	起点	安来市佐久保町 289 番 3 地先
			終点	安来市佐久保町 284 番 5 地先
			延長	168.0 メートル
			幅員	2.00 メートル

変更前	A8091	永源寺 1 号線	起点	安来市上吉田町字前田 615 番 2 地先
			終点	安来市上吉田町字垣ノ内 597 番 2 地先
			延長	145.0 メートル
			幅員	2.52 メートル
変更後	A8091	永源寺 1 号線	起点	安来市上吉田町 616 番 2 地先
			終点	安来市上吉田町 597 番 2 地先
			延長	130.8 メートル
			幅員	2.59 メートル
変更前	B1114	菅沢 1 号線	起点	安来市広瀬町菅原 771 番地先
			終点	安来市広瀬町菅原 428 番地先
			延長	1377.8 メートル
			幅員	2.87 メートル
変更後	B1114	菅沢 1 号線	起点	安来市広瀬町菅原 766 番 8 地先
			終点	安来市広瀬町菅原 597 番 6 地先
			延長	819.0 メートル
			幅員	3.07 メートル
変更前	C215	十年畑原田線	起点	安来市伯太町下十年畑 108 番 1 地先
			終点	安来市伯太町下十年畑 486 番 1 地先
			延長	202.0 メートル
			幅員	1.24 メートル
変更後	C215	十年畑原田線	起点	安来市伯太町下十年畑 108 番 1 地先
			終点	安来市伯太町下十年畑 78 番 3 地先
			延長	117.4 メートル
			幅員	1.31 メートル

議第 9 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 物品名・数量 化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型） 1 台
- 2 契約の金額 一金 9 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方の住所・氏名
大阪府吹田市豊津町 1 番 3 1 号 由武ビル 5 階 C 号室
長野ポンプ株式会社 大阪営業所
所長 東野 敏行
- 4 契約の方法 随意契約

議第 9 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年安来市条例第 5 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 契 約 の 件 名 令和 8 ・ 9 年度和鋼博物館エントランスホールほか空調設備
改修工事（機械）
- 2 契 約 の 金 額 一金 2 4 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 の 住 所 ・ 氏 名
安来市飯島町 4 1 1 番地 1
株式会社オンチョウ安来営業所
所長 増田 浩
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札

議第 9 3 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び同項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 1, 0 0 5, 9 3 5 円
- 2 事故発生年月日 令和 8 年 4 月 4 日
- 3 事故発生場所 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番地 4 上の台緑の村敷地内
- 4 相手方 安来市
A 氏
- 5 事故概要 午後 2 時 3 0 分頃、強風により上の台緑の村バーベキュー棟が損壊し、風にあおられて吹き飛んだ屋根が駐車場に停めていた当該所有者の車両に直撃し、車体側面などの広範囲が破損した。
- 6 事故処理方法 示談による処理

報第 1 4 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和8年7月8日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 425,581円
- 2 事故発生年月日 令和8年3月18日
- 3 事故発生場所 安来市広瀬町布部 [REDACTED]
- 4 相手方 安来市
A氏
- 5 事故概要 午後3時頃、上下水道部下水道課職員が安来市広瀬町布部 [REDACTED]において、浄化槽未接続箇所の接続依頼に訪問し、帰庁しようとしたところ、相手方所有車庫に車両が接触し、シャッターを破損させた。
- 6 事故処理方法 示談による処理